

議事要旨(7) 収益認識専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、収益認識専門委員会においてこれまで検討を重ねてきた、IASBとFASBのディスカッション・ペーパー（DP）「顧客との契約における収益認識に関する予備的見解」に対するコメントを同日IASBに提出する旨が報告された。また、当該専門委員会では引き続き、国内の論点整理の検討が進められている旨が説明され、豊田主任研究員より、論点整理の趣旨、日程感、構成案等について説明が行われた。

（個別論点の取扱いについて）

ある委員から、保険契約（特に損害保険のような契約）は、長期のデリバティブのような金融商品と類似している部分があるが、論点整理においてはどの程度具体的に踏み込んだ検討を行うのかとの質問があった。

これに対して事務局からは、今回の論点整理の主眼は、IASBとFASBの収益認識プロジェクトの議論の内容を整理することであるが、ご指摘の保険契約等、収益認識プロジェクトの外側でも、収益認識に係る議論が行われており、今後、収益認識プロジェクトで議論されている収益認識原則の適用範囲についても議論が予定されていることを考えれば、収益認識プロジェクトの外側で行われている収益認識の議論についても、特に内容の異同について簡単に概観しておくことが有益と考えられるため、その範囲で取り扱う予定であるとの説明がなされた。

（現行基準における相違点について）

ある委員から、現行の我が国の基準における実務と国際的な会計基準における実務との差異の比較は行わないのかとの質問があった。

これに対して事務局からは、論点整理では、今回のDP提案の特徴や、そのような特徴を持った提案の内容を当てはめた場合の、我が国の現行実務への影響の可能性等に焦点を当てる考えである。言い換えれば、今回のDPの主眼は、IASBやFASBが現在検討している斬新な提案内容について整理し、市場関係者に伝えることであると考えているが、DP提案の特徴や、DP提案を当てはめた場合の影響は、我が国の現行実務に照らして見るようになるとの説明がなされた。

（各論の見出しについて）

ある委員から、各論の最初の部分について、請負工事、信用販売、及び割賦販売と大きく区分し、出荷基準については検収基準と併せて信用販売の中で取り扱った方が、我が国における収益創出活動に関するこれまでの説明の仕方と類似性があるという指摘があった。

以上